

令和6年度(令和5年分所得) 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告書は、市民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険料の決定、所得証明書・課税証明書・非課税証明書などを発行する際の重要な資料となります。この手引きを参考に申告書をご記入のうえ、提出してください。（ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を税務署に提出する必要があります。）

～目次～

- 市民税・県民税の申告について・・・P1 所得控除の記入について・・・P4～P7
 収入金額等・所得金額の記入について・・・P2～P3 申告書の記入について・・・P8

彦根市で市民税・県民税申告が必要な人

令和6年（2024年）1月1日に彦根市に住所があり、次のいずれかに該当する場合（確定申告をした人は除く）

- ・営業等、農業、不動産、雑（公的年金等以外）、一時、配当（上場株式等の配当を除く）など、給与および公的年金等以外の所得がある人
（給与または公的年金等の所得以外の所得の合計が20万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。）
- ・給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先にご確認ください）
- ・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載された控除に変更や扶養の追加がある人（ただし、所得税の還付がある人は確定申告をしてください）
- ・令和5年中に所得がなく、税法上の扶養にとられていない人

申告をしたほうが良い人

前年中の所得が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみの人は、上記の「申告が必要な人」には該当しませんが、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて申告が必要な場合や、所得（課税）証明書の発行が必要な場合は申告が必要となります。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告が不要（還付申告は可能）になっていますが、公的年金等以外の所得がある場合や、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、扶養の追加など）を受けたい場合などは、市民税・県民税の申告をしてください。

申告に必要な持ち物

- 源泉徴収票（ない場合は、収入のわかる書類）
- 控除に使用する証明書、領収書（生命保険料や地震保険料の控除証明書・寄附金の領収書・国民年金の支払証明書・健康保険の支払額 <1月～12月> がわかるもの）
- 身体障害者等の人はその手帳等
- 営業等所得や農業所得、不動産所得のある人は収支内訳書（収入と経費の内容を収支内訳書に記載してください）
- マイナンバー確認書類 ※下記参照

マイナンバー確認書類について

マイナンバーの確認書類（下記①、②のいずれか）の提示が必要です。郵送での提出の場合は、確認書類の写しを添付してください。

- ①個人番号カード（写真入り）
- ②通知カードと本人確認書類（運転免許証、パスポート、在留カード等）

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合又は、正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。

1 収入金額等 ・ 2 所得金額の記入について

「1 収入金額等 ・ 2 所得金額」欄を下記を参考に記入してください。

営業等・農業・不動産所得

営業等所得 … 製造業、小売業、飲食業、建設業、サービス業などの事業から生じる所得です。
建設業のいわゆる一人親方や左官はここに含まれます。

農業所得 … 米、麦、野菜、花、果樹などの生産または栽培、酪農などから生じる所得です。

不動産所得 … 家賃、地代などから生じる所得です。

- 営業等・農業・不動産の収入がある人は、別紙「市民税・県民税申告用収支内訳書」を作成の上、収入金額の計を欄(ア)～(ウ)に、所得金額を欄①～③に記入してください。

営業等・農業・不動産所得 = 収入金額 - 経費（収支内訳書記載）

利子所得

公社債および国外の銀行等への預金の利子等にかかる所得です。収入金額がそのまま所得になります。

利子所得 = 収入金額

配当所得

株式または出資の配当、剰余金の分配等による所得です。株式などの元本の取得に要した負債の利子を経費とすることができます。

配当所得 = 収入金額 - 経費（元本の取得に要した負債の利子）

給与所得

- 給与・賃金のある人は源泉徴収票をもとに欄(力)に年間の収入金額を記入してください。
- 所得についてはP3記載の表より算出し、欄⑥に記入してください。
- 源泉徴収票がない場合は、裏面の「6 給与所得の内訳」欄に、給与支払者等も記入してください。

雑所得

- 公的年金等収入のある人は源泉徴収票をもとに、欄(キ)に年間の公的年金等収入の合計額を記入します。また、所得についてはP3記載の表より算出してください。
- シルバー人材センターの配分金、原稿料などは、収入金額を欄(ク)に記入してください。個人年金等は収入金額を欄(ケ)に記入してください。所得金額は収入金額から必要経費を差し引いた額となります。
- 公的年金等収入より求めた所得と、その他雑所得等をあわせた合計金額を欄⑩に記入してください。

総合譲渡・一時所得

短期・長期 … 土地建物以外の資産の譲渡所得です。

一時所得 … 生命保険の満期返戻金などの一時的な所得です。

- 総合譲渡・一時所得はそれぞれ以下のように算出し、欄⑪に記入してください。ただし、短期・長期どちらもある場合は税務課にお問合せください。

総合譲渡・一時	長期・一時	$(\text{収入金額} - \text{必要経費} - 50\text{万円 (特別控除)}) \times 1/2$	} 合計額
	短期	収入金額 - 必要経費 - 50万円 (特別控除) ※短期は1/2しない	

記入例

収入金額等	事業	営業等	ア	円
	1	農業	イ	
収入金額等	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ	3,000,000	
	公的年金等	キ	2,000,000	
雑所得	業務	ク		
	その他	ケ		
総合譲渡	短期	コ		
	長期	サ		
所得金額	一時	シ		
	事業	営業等	①	
		農業	②	320,000
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	1,920,000	
	公的年金等	⑦	900,000	
	雑所得	業務	⑧	
		その他	⑨	
	合計	⑩	900,000	
	総合譲渡・一時	⑪		
合計	⑫	3,140,000		

※公共事業による土地建物の収用などの譲渡所得や、繰越損失がある場合は、税務課にお問合せください。

※給与・年金所得の計算方法

給与収入金額から給与所得を求める算式

収入金額と右表を照らし合わせて算出します。

※給料、賃金、賞与などの所得、日雇、パート、アルバイトによる収入も含まれます。
支払証明がない場合は、申告書裏面で年間収入を計算してください。

給与の収入金額	給与所得	
～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4=A (千円未満の端数切捨て)	A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円	

公的年金等の収入から所得を求める算式

(収入金額 × 割合 - 控除額) で算出します。

年齢区分	公的年金等収入金額	公的年金等所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
1月1日現在で満65歳未満の人	～ 1,299,999円	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×75%-275,000円	収入金額×75%-175,000円	収入金額×75%-75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×85%-685,000円	収入金額×85%-585,000円	収入金額×85%-485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×95%-1,455,000円	収入金額×95%-1,355,000円	収入金額×95%-1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
1月1日現在で満65歳以上の人	～ 3,299,999円	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×75%-275,000円	収入金額×75%-175,000円	収入金額×75%-75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×85%-685,000円	収入金額×85%-585,000円	収入金額×85%-485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×95%-1,455,000円	収入金額×95%-1,355,000円	収入金額×95%-1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

所得金額調整控除

それぞれ以下の条件に当てはまる場合に控除できます。

対象者	(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当するもの ①本人が特別障害者に該当する ②22歳以下の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する ※異なる2人の納税義務者が同一の扶養親族等を対象としてそれぞれが所得金額調整控除を適用することができる	(2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超えるもの
控除額	(給与等の収入金額-850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合1,000万円とする	給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) +公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) -10万円
(1) (2) の両方に該当する場合は、(1) の控除後に (2) の金額を控除する		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項の記入について

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除～ 16 地震保険料控除

13～16欄について各種控除の算出のため
支払金額等の記入をしてください。
各種控除証明書等の添付が必要となります。

17 寡婦控除～ 19 勤労学生控除

17～19欄について、それぞれ該当する
場合に☑を記入してください。勤労学生である
場合は学校名等の記入もしてください。

20 障害者控除～23 扶養控除

20～23欄について、該当する方の氏名・
生年月日等、マイナンバーの記入をして
ください。
障害者控除については、該当する方の障害
区分の記入をしてください（普通・特別・
同居特別）。
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配
偶者については配偶者の合計所得金額を記
入してください。
扶養控除については、P7を参照して同居・
別居の区分・続柄・控除額を記入してく
ださい。

※同一生計配偶者

納税義務者と生計を一にする配偶者（青色
事業専従者等を除く）で、合計所得金額
が48万円以下の者。

※控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち合計所得金額が
1,000万円以下である納税義務者の配偶
者（事業専従者等を除く）。

⑬	社会保険の種類	源泉のとおり	支払保険料	35,260	円	社会保険の種類	国民健康保険料	支払保険料	102,300	円	
	控除										
		合計				円					
⑮	生命保険料	新生命保険料の計				旧生命保険料の計					
		円				120,000					
	控除	新個人年金保険料の計				旧個人年金保険料の計					
		円				円					
		介護医療保険料の計				円					
		円									
⑯	地震保険料	地震保険料の計				旧長期損害保険料の計					
控除		50,000				円					
		円									
⑰～⑲		⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除		⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除		⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除					
		<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		<input type="checkbox"/> ひとり親控除		(学校名)					
⑳	障害者	フリガナ	ヒコネ ハナコ			障害の程度	普通				
		氏名	彦根 花子								
	控除	個人番号									
		フリガナ									
	氏名										
	個人番号										
㉑～㉒		フリガナ	ヒコネ ハナコ			生年月日	SOO/××/△△				
		氏名	彦根 花子			配偶者の合計所得金額	0				
		個人番号	99999999999			<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)					
㉓	扶養	1	フリガナ				生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	
			氏名							万円	
		2	フリガナ				生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	
			氏名							万円	
	3	フリガナ				生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額		
		氏名							万円		
	4	フリガナ				生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額		
		氏名							万円		
	16歳未満の扶養親族	1	フリガナ				生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	
			氏名							万円	
			個人番号								
		2	フリガナ				生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	
氏名						万円					
個人番号											
3		フリガナ				生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額		
		氏名							万円		
		個人番号									
		別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号				扶養控除額の合計		万円			
		及び住所を記入してください。									
㉔	雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類					
		損害金額		保険金などで補てんされる金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額					
		円		円		円					
㉕	医療費控除	支払った医療費等			保険金などで補てんされる金額						
		150,000			11,000						
		円			円						

それぞれの控除額記載欄の番号は左ページの「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」内の番号と対応しています。
3の支払額から控除額を、6～7ページを参考に計算し、対応する項目に記入してください。

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	137,560
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	35,000
	地震保険料控除	⑯	25,000
	寡婦、ひとり親控除	⑰～ ⑱	
	勤労学生、 障害者控除	⑲～ ⑳	260,000
	配偶者（特別）控除	㉑～ ㉒	380,000
	扶養控除	㉓	
	基礎控除	㉔	430,000
	⑬から㉔までの計	㉕	1,267,560
	雑損控除	㉖	
	医療費控除	区分 ㉗	39,000
	合計 (㉕+㉖+㉗)	㉘	1,306,560

16歳未満の扶養親族

※16歳未満の方も、控除額はありますが住民税の算定（非課税基準の算定）においては、扶養親族の人数として算入されますので、該当者がおられる方は必ず記入してください。

26雑損控除 ～ 27医療費控除

26～27欄について各種控除の算出のため支払金額等の記入をしてください。各種控除証明書等の添付が必要となります。医療費控除については、医療費の明細の添付が必要となります（領収書の提出で代用はできません）。

裏面の記入について

11 事業専従者に関する事項

事業専従者がいる場合、当該専従者の氏名から従事月数までの項目について、裏面の11欄に記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1	氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数	
2	氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数	
3	氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無				合計額

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族等がいる場合、該当する方の氏名・住所・マイナンバーを裏面の12欄に記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名	個人番号	住所
2	氏名	個人番号	住所
3	氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

前年中の特定配当等に係る所得、特定株式等譲渡所得を申告する場合、総所得金額等に算入されます。申告する所得から事前に特別徴収されていた配当割または株式等譲渡所得割について控除を受けようとする場合、裏面の14欄に記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

前年中に控除対象となる寄附を行い、住民税の寄附金税額控除を受ける場合、裏面の15欄の該当する区分の欄に寄附金額を記入してください。

寄附金税額控除申告書および寄附金受領証明書の添付が必要となります。

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

4 所得から差し引かれる金額の記入について

⑬社会保険料控除、⑭小規模企業共済等掛金控除

前年中にあなたが負担した社会保険料（国民健康保険料、国民年金保険料など）や、小規模企業共済等掛金を控除することができます。支払った金額の合計が控除額となります。

⑮生命保険料控除

生命保険や個人年金保険契約に対して、前年中に支払った金額がある場合は、下表により控除額を算出します。

①新契約にかかる控除額
（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等〔新生命保険料〕）

支払った生命保険料を ・一般生命保険料 ・個人年金保険料 ・介護医療保険料 に区分して各々右の算式により控除額を求めます。	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	～12,000円	全 額
	12,001円～32,000円	(支払保険料)×1/2+ 6,000円
	32,001円～56,000円	(支払保険料)×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円

上記により求めた各々の金額の合計額が生命保険料控除額となります。ただし、3つの控除を合計した適用限度額は7万円となっています。

②旧契約にかかる控除額
（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等〔旧生命保険料〕）

支払った生命保険料を ・一般生命保険料 ・個人年金保険料 に区分して各々右の算式により控除額を求めます。	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	～15,000円	全 額
	15,001円～40,000円	(支払保険料)×1/2+ 7,500円
	40,001円～70,000円	(支払保険料)×1/4+17,500円
	70,001円～	35,000円

上記により求めた各々の金額の合計額が生命保険料控除額となります。ただし、2つの控除を合計した適用限度額は7万円となっています。

③新生命保険料と旧生命保険料の双方について控除の適用を受ける場合の控除額については、新生命保険料については①、旧生命保険料については②の算式により、それぞれ控除額を求め合計します（ただし、同一の保険種類を新・旧両方申告する場合、上限額は28,000円）。新・旧契約を併せて生命保険料控除の合計適用限度額は、7万円です。

⑯地震保険料控除

地震保険料契約や旧長期損害保険契約に対して、前年中に支払った金額がある場合は、下記により控除額を算出します。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
支払った保険料が地震保険料だけの場合	～ 50,000円	(支払保険料)×1/2
	50,001円～	25,000円
支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	～ 5,000円	全 額
	5,001円～15,000円	(支払保険料)×1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円

支払った保険料が、地震保険と旧長期損害保険の両方である場合は、上記により求めた金額の合計が地震保険料控除となります。ただし、限度額は25,000円です。

⑰寡婦控除

控除額は26万円です。

配偶関係	条件
離別	夫と離婚した後婚姻していない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの イ 扶養親族を有すること ロ 合計所得金額が500万円以下であること ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
死別	夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの イ 合計所得金額が500万円以下であること ロ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

⑱ひとり親控除

控除額は30万円です。

現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
（1）その者と生計を一にする子を有すること
（総所得金額等が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る）
（2）合計所得金額が500万円以下であること
（3）その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと

⑲勤労学生控除

学生のうち、前年中の合計所得金額が75万円以下（そのうち給与所得以外の所得が10万円以下）の場合に控除できます。控除額は26万円です。

⑳障害者控除

本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合、一人につき次の金額が控除できます。身体障害者手帳（特別障害は2級以上）や療育手帳（特別障害はA表示）、精神障害者保健福祉手帳（特別障害は1級以上）を交付されている人などが対象です。

区分	控除額
障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

②1配偶者控除、②2配偶者特別控除

それぞれ以下の条件に当てはまる場合に控除できます。

配偶者控除	前年12月31日（死亡された場合は死亡日）現在で生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者で、事業専従者でなく、他の人の扶養親族でない人が対象となります。控除額は33万円（70歳以上〔昭和29年1月1日以前生まれ〕の人は38万円です）
配偶者特別控除	前年12月31日（死亡された場合は死亡日）現在で生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者で、事業専従者でない人が対象となります。

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除 (48万円以下)	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 (48万円超 133万円以下)	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	

②3扶養控除

前年12月31日（前年中に死亡された人は死亡日）現在で生計を一にする親族の内、合計所得が48万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）の人を扶養親族とすることができます。下表により控除額を確認し、その合計額を記入してください。

扶養種別	条件	控除額
特定扶養親族	平成13年1月2日生まれから平成17年1月1日生まれの扶養親族	45万円
老人扶養親族	昭和29年1月1日以前生まれの扶養親族	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、自己又は配偶者の直系尊属で同居を常としている人	45万円
一般扶養親族	上記以外の平成20年1月1日以前生まれの扶養親族	33万円

②4基礎控除

前年の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

②6雑損控除

前年中にあなたや親族が災害や盗難により損害を受けた場合や白アリ駆除等を行った場合の控除です。

- （損害金額 － 保険等の補てん額） － （総所得金額等の10%）
- 災害関連支出の金額 － 5万円

上記のいずれか多い金額が控除額となります。

②7医療費控除

医療費控除の明細書の添付が必要です。
（領収書の提出で代用はできません）

前年中にあなたや親族のために負担した医療費についてこの控除が受けられます。対象となる医療費は、病院にかかった診療費、入院費、薬の購入費、出産費などです。補てんされる金額は、出産育児一時金、高額療養費、医療保険金などです。以下の式で控除額を算出します。

- （支払った医療費 － 補てん金額）
－ （総所得金額等の5%または10万円との少ない方）

※〔セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）〕
この制度は、一定の取組を行っているものが前年中にスイッチOTC医薬品を購入した場合に、その購入費用が1万2千円を超える額について所得控除を受けることができるものです。以下の式で控除額を算出します。

- （医薬品購入費 － 補てん金額） － 1万2千円（控除上限額は8万8千円）

- 本特例の適用を受ける場合、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

税額の計算方法

市民税・県民税は、前年中の所得をもとに下記の通り計算します。ただし、分離課税所得があるとき等は、特殊な計算を行う場合があります。

所得割額（100円未満の端数切捨て）				均等割額		市民税・県民税 合計年税額
課税標準額 (1,000円未満の端数切捨て)	×	市民税の税率 (6%)	－	税額控除等	+	
総所得金額 － 所得控除 (分離課税所得) 合計額	×	県民税の税率 (4%)	－	税額控除等	+	県民税均等割 (1,800円)

申告書の記入について

住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・電話番号等を記入してください。（押印は不要です。）

令和 年度（ 年分所得 ） 市民税・県民税申告書

提出年月日 年 月 日	現住所	行政区番号
	1月1日現在の住所 フリガナ	世帯番号
	氏名	宛名番号
		業種又は職業
		電話番号
		個人番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
14 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
15 地震保険料控除	介護医療保険料の計	旧長期損害保険料の計	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
16 障害者控除	① 障害者控除 ② ひとり親控除 ③ 勤労学生控除	④ 障害者控除 ⑤ ひとり親控除 ⑥ 勤労学生控除	⑦ 障害者控除 ⑧ ひとり親控除 ⑨ 勤労学生控除	⑩ 障害者控除 ⑪ ひとり親控除 ⑫ 勤労学生控除
17 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	配偶者の氏名	配偶者の生年月日
18 扶養控除	1 扶養親族の氏名	扶養親族の生年月日	扶養親族の氏名	扶養親族の生年月日
19 基礎控除	基礎控除の額		基礎控除の額	
20 医療費控除	支払った医療費等	医療金などで補てんされる金額	支払った医療費等	医療金などで補てんされる金額

1 収入金額等

1 収入金額等	事業	営業等	アイウエオカキクケコサシ
2 所得金額	不動産	利子	配当
3 所得から差し引かれる金額	雑損	雑損	雑損

4 所得から差し引かれる金額

13 社会保険料控除	14 小規模企業等	15 生命保険料控除	16 地震保険料控除
17 配偶者控除	18 配偶者特別控除	19 扶養控除	20 基礎控除
21 障害者控除	22 ひとり親控除	23 勤労学生控除	24 医療費控除
25 雑損控除	26 雑損控除	27 雑損控除	28 雑損控除

5 給与・公的年金等にかかる所得

6 雑損控除

7 雑損控除

8 雑損控除

9 雑損控除

10 雑損控除

11 雑損控除

12 雑損控除

13 雑損控除

14 雑損控除

15 雑損控除

16 雑損控除

17 雑損控除

18 雑損控除

19 雑損控除

20 雑損控除

21 雑損控除

22 雑損控除

23 雑損控除

24 雑損控除

25 雑損控除

26 雑損控除

27 雑損控除

28 雑損控除

29 雑損控除

30 雑損控除

31 雑損控除

32 雑損控除

33 雑損控除

34 雑損控除

35 雑損控除

36 雑損控除

37 雑損控除

38 雑損控除

39 雑損控除

40 雑損控除

41 雑損控除

42 雑損控除

43 雑損控除

44 雑損控除

45 雑損控除

46 雑損控除

47 雑損控除

48 雑損控除

49 雑損控除

50 雑損控除

51 雑損控除

52 雑損控除

53 雑損控除

54 雑損控除

55 雑損控除

56 雑損控除

57 雑損控除

58 雑損控除

59 雑損控除

60 雑損控除

61 雑損控除

62 雑損控除

63 雑損控除

64 雑損控除

65 雑損控除

66 雑損控除

67 雑損控除

68 雑損控除

69 雑損控除

70 雑損控除

71 雑損控除

72 雑損控除

73 雑損控除

74 雑損控除

75 雑損控除

76 雑損控除

77 雑損控除

78 雑損控除

79 雑損控除

80 雑損控除

81 雑損控除

82 雑損控除

83 雑損控除

84 雑損控除

85 雑損控除

86 雑損控除

87 雑損控除

88 雑損控除

89 雑損控除

90 雑損控除

91 雑損控除

92 雑損控除

93 雑損控除

94 雑損控除

95 雑損控除

96 雑損控除

97 雑損控除

98 雑損控除

99 雑損控除

100 雑損控除

添付書類の提出

すべての記入が終わったら、申告書（表・裏）、源泉徴収票や各種控除証明書等の添付書類を彦根市役所税務課へ提出してください。原本の提出となりますので、写しが必要な場合は事前にコピーをお取りください。

（原則市役所でコピーはいたしません）

別途申告の控えが必要な方は、控えにも同様に記入いただき、ご自身で保管をお願いします。

市民税・県民税申告のご提出先、ご相談は

彦根市役所 税務課市民税係

〒522-8501 彦根市元町4番2号 Tel.(0749)30-6140（直通）

彦根市ホームページ <https://www.city.hikone.lg.jp/>

・申告相談の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日除く）の9時00分～15時00分です。

（ただし、12時00分～13時00分までは申告相談の受付を行っていません。）

・申告用紙、収支内訳書は彦根市役所税務課、支所、各出張所にございます。

※申告期間中、会場は大変混雑が予想されますので、申告期間前受付時に来庁いただくか、郵送でのご提出をおすすめいたします。市ホームページの「市民税・県民税申告書作成および来年度税額の試算」ページにアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

